

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分等取消請求上告受理事件  
国側当事者・国

平成24年5月29日不受理・確定

(第一審・那覇地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年2月9日判決、本資料261号-20・順号11610)

(控訴審・福岡高等裁判所那覇支部、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年8月30日判決、本資料261号-150・順号11740)

決 定

申立人	有限会社A
同代表者取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	新垣 勉ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	小川 敏夫
同指定代理人	石村 竜太

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成24年5月29日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 大谷 剛彦

裁判官 田原 睦夫

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 寺田 逸郎

裁判官 大橋 正春